

茨城県報 第24号

平成元年3月30日

木曜日

目次

告示

	ページ
●有害図書の指定(県民生活課).....	1
●救急医療協力病院及び診療所の指定取消し(医療整備課).....	2
●救急医療協力診療所の指定(").....	3
●救急病院の認定(").....	3
●米穀販売業の施設の基準等を定める規程の一部改正(流通園芸課).....	3
●家畜伝染病予防法に基づく命令(3件)(畜産課).....	4
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(3件)(都市計画課).....	7
●土地区画整理組合の設立の認可(土地改良事務所).....	9
●土地区画整理組合の解散の認可(3件)(").....	10
●道路の区域変更(4件)(道路維持課).....	10
●道路の供用開始(2件)(").....	12

公告

●法第86条の規程による一団地の認定(建築指導課).....	13
●開発行為の工事完了(2件)(").....	13
●道路位置の指定(3件)(").....	14

正誤

●平成元年3月9日付け茨城県報第18号中.....	14
---------------------------	----

告示

茨城県告示第404号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定により、青少年に有害な図書として、次のものを指定する。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹内藤男

1 書籍・雑誌

番号	誌名	号別	発行所
1	ロリタッチ	4月号	(株)東京三世社
2	ホットパンツ	"	"
3	台風クラブ	"	"

4	写 真 C A N	4 月 号	(株)東京三世社
5	ス パ ー 写 真 塾	〃	(株)少年出版社
6	わ ん ぱ く ボ ー イ	〃	〃
7	ク ラ ス メ イ ト D X	〃	〃
8	熱 烈 投 稿	〃	〃
9	ホ ッ ト ミ ル ク	〃	(株)白夜書房
10	オ ト メ ク ラ ブ	〃	〃
11	デ ラ ベ っ ぴ ん	〃	英 知 出 版
12	ベ ッ ピ ン	〃	〃
13	あ こ が れ 女 高 生 B 組	〃	考 友 社 出 版
14	投 稿 写 真	〃	〃
15	ア ッ ト ー テ キ	〃	光 彩 書 房
16	セ ク シ ー ア ク シ ョ ン	〃	サ ン 出 版
17	美 少 女 C L U B	〃	〃
18	U R E C C O	〃	ミ リ オ ン 出 版

2 ビデオテープ

番 号	題 名	制 作 者 等
1	スキャンダラスボディ 瀬川真理奈	ビデオスタジオ 83
2	エクスタシー 5 PART III	(株)せいふく舎
3	SFXシャリオススペシャル PART 1	(株)希宝舎
4	ふたりで愛ランド 秋野リサ	ほの字組
5	挿入花狂淫のラビリンス 荻野目翔子	(株)ナイス・プロダクト

茨城県告示第405号

次の救急医療協力病院及び診療所については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による届出の撤回があったので、同規則第4条第1項の規定により、同規則第3条の指定を取り消した。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地
菊 地 医 院	竜ヶ崎市泉町957
中 山 医 院	下妻市中郷185

吉 田 産 婦 人 科 医 院	水海道市諏訪町2997-5
株式会社日立製作所日立総合病院	日立市城南町2-1-1

~~~~~

**茨城県告示第406号**

次の医療機関については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申出があったので、同規則第3条の規定により救急医療協力診療所に指定する。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 名 称         | 所 在 地           |
|-------------|-----------------|
| 中 山 医 院     | 下妻市中郷185        |
| 岩 間 産 婦 人 科 | 水戸市末広町2-3-38    |
| 内 科 宮 本 医 院 | 真壁郡真壁町大字古城229-1 |

~~~~~

茨城県告示第407号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院である。

なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成4年3月29日である。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地
アイビークリニック	勝田市笹野町1-3-1

~~~~~

**茨城県告示第408号**

米穀販売業の施設の基準等を定める規程（昭和57年茨城県告示第1652号）の一部を次のように改正する。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第2条中「小売業者」の次に「又は小売業の許可を受けようとする者」を、「営業所」の次に「及び特定営業所」を、「20分の1」の次に「又は69(卸売業の許可を受けようとする者の年間販売見込数量が12,000精米トン以上の場合における当該許可については59)のいずれか少ない数」を加える。

#### 付 則

この告示は、公布の日から施行する。

#### 茨城県告示第409号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第116号)第6条の規定に基づき、流行性感冒(イバラキ病)、気腫疽及び豚コレラの予防注射を次のとおり受けることを命ずる。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

#### 1 流行性感冒(イバラキ病)予防注射

(1) 実施の目的

牛の流行性感冒の発生を予防するため

(2) 実施区域

県下一円(家畜保健衛生所長が必要と認めた地域)

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

生後7か月以上の牛で、家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施期間

平成元年4月1日から平成元年7月31日まで

(5) 実施の方法

流行性感冒(イバラキ病)予防液の皮下注射

(6) そ の 他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

#### 2 気腫疽予防注射

(1) 実施の目的

気腫疽の発生予防のため

(2) 実施区域

高萩市、北茨城市、里美村及び十王町

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

生後90日以上(所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛)

(4) 実施期間

平成元年4月1日から平成2年3月31日まで

(5) 実施の方法

気腫疽予防液の皮下注射

(6) そ の 他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

3 豚コレラ予防注射

(1) 実施の目的

豚コレラ発生予防のため

(2) 県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

生後30日以上の子豚

(4) 実施期間

平成元年4月1日から平成2年3月31日まで

(5) 実施の方法

豚コレラ生ウイルス予防液の皮下または筋肉内注射

(6) そ の 他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第410号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第116号）第6条及び第31条の規定に基づき、牛のブルセラ病、牛の結核病及び馬伝染性貧血の検査を次のとおり受けることを令ずる。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 牛のブルセラ病検査

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生予防及びまん延を防止するため

(2) 実施区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及び種付の用に供し又は供する目的で飼養している雄牛、ならびにこれらの牛と同一施設内で飼養している牛。ただし、生後90日未満の牛を除く。

(4) 実施期間

平成元年4月1日から平成2年3月31日まで

(5) 実施の方法

凝集反応検査、補体結合反応検査及びその他の検査

(6) そ の 他

実施の細部については、所轄家畜保健所長の指示による。

## 2 牛の結核病検査

### (1) 実施の目的

牛の結核病の発生及びまん延を防止するため

### (2) 実施区域

県下一円

### (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及び種付の用に供し又は供する目的で飼養している雄牛、ならびにこれらの牛と同一施設内で飼養している牛。ただし、生後90日未満の牛を除く。

### (4) 実施期間

平成元年4月1日から平成2年3月31日まで

### (5) 実施の方法

ツベルクリン皮内反応検査及びその他の検査

### (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 3 馬伝染性貧血検査

### (1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防及びまん延を防止するため

### (2) 県下一円

### (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

競馬法による競馬に出場する馬、若しくは競馬、乗用及び繁殖の用に供する目的で飼養している馬。ただし、生後180日未満の馬を除く。

### (4) 実施期間

平成元年4月1日から平成2年3月31日まで

### (5) 実施の方法

寒天ゲル内沈降反応及びその他の検査

### (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

---

## 茨城県告示第411号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第116号）第6条の規定に基づき、ひな白痢及び腐蛆病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 ひな白痢検査

(1) 実施の目的

ひな白痢の発生予防のため

(2) 実施区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を生産する鶏及びその候補鶏

(4) 実施期間

平成元年4月1日から平成2年3月31日まで

(5) 実施の方法

ひな白痢急速診断用菌液による凝集反応

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

2 腐蛆病検査

(1) 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

(2) 実施区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内において飼養されているみつばち

(4) 実施期間

平成元年4月1日から平成2年3月31日まで

(5) 実施の方法

肉眼的検査及び細菌学的検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第412号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により岩瀬駅前土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組合の名称 岩瀬駅前土地区画整理組合  
2 事業施行期間 昭和57年7月29日から平成3年3月31日まで  
(元)

## 3 施行地区

岩瀬町大字岩瀬字山王, 字古田, 字十五日田, 字若宮, 字御領, 字十枚内, 字番匠免, 字本内の各一部, 字宮田, 字成山, 字代の下の各全部

〃 大字青柳字中畑, 字本内, 字向山の各一部, 字成山, 字久保田, 字宮田の各全部

〃 大字楸田字八幡久保, 字烏川, 字合ノ田の各一部

4 事務所の所在地 岩瀬町大字岩瀬64-2

5 設立認可の年月日 昭和57年7月29日

6 変更の主な内容 ○区画街路の新設, 廃止 ○事業施行期間の延長 (S63) S57~平成元年度  
○資金計画の変更

7 変更認可の年月日 平成元年3月30日

## 茨城県告示第413号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により(那珂湊市)西塚原土地区画整理組合の事業計画の変更については, 次のとおり認可した。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 組合の名称 西塚原土地区画整理組合  
(元)
- 2 事業施行期間 昭和43年11月8日から平成3年3月31日まで
- 3 施行地区  
那珂湊市西塚原, 富士の上, ナメシ, 浅井内, 沢メキの各一部
- 4 事務所の所在地 那珂湊市和田町2丁目12番1号  
那珂湊市役所内
- 5 設立認可の年月日 昭和43年11月8日
- 6 変更の主な内容 ○事業施行期間の延長 (昭和63) 昭和43~平成2年度  
○資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成元年3月30日

## 茨城県告示第414号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により(日立市)南部第一土地区画整理組合の事業計画の変更については, 次のとおり認可した。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 組合の名称 南部第一土地区画整理組合  
(元)
- 2 事業施行期間 昭和46年1月13日から平成2年3月31日まで
- 3 施行地区



日立市久慈町字二の後藤山，二の立野，後原，石ヶ作の全部

同町字曲松，五反田，畑五反田，五丁目，二ノ源兵衛堀古，後藤山，立野，農子鹽の各一部

日立市南高野町字後原の全部

同町字家後，東，宿の各一部

- 4 事務所の所在地 日立市助川町1丁目1番1号  
日立市役所内
- 5 設立認可の年月日 昭和46年1月13日
- 6 変更の主な内容 ○確定測量による公共用地面積の変更  
(昭和63)  
○事業施行期間の延長 昭和45～平成元年度  
○資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成元年3月30日

茨城県告示第415号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定に基づき(藤代町)浜田・上萱場土地区画整理組合の設立については，次のとおり認可した。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 浜田・上萱場土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成元年3月30日から平成7年3月31日まで
- 3 施 行 地 区  
北相馬郡藤代町大字浜田字南上田の全部，字上余郷，字大日沼，字下川辺，字出口，字南将監谷原，字大日跡，字小山前，字薬師堂，字下余郷，字屋敷脇，字株木の各一部  
“ 藤代町大字上萱場字大日脇，字大日南，字大日前，字中道付の全部，字西浦，字堤付字代官淵，字西，字食沼，字市郎重前の各一部
- 4 事務所の所在地 北相馬郡藤代町大字浜田168-1番
- 5 設立認可の年月日 平成元年3月30日
- 6 事業年度 初年度は設立認可の日から翌年3月31日まで  
次年度からは4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法 藤代町役場に掲示

**茨城県告示第 416 号**

(常陸太田市) 宮本土地区画整理組合の解散について認可したので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第4項の規定により告示する。

平成元年 3 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第 417 号**

下館市玉戸西原土地区画整理組合の解散について認可したので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第4項の規定により告示する。

平成元年 3 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第 418 号**

(土浦市) 桜ヶ丘土地区画整理組合の解散について認可したので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第4項の規定により告示する。

平成元年 3 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第 419 号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成元年 3 月 30 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年 3 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田烏山線
- 3 道路の区域

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                      | 延 長           | 摘 要   |
|-------------------------------|------|----------------------------|---------------|-------|
| 久慈郡水府村大字松平字松平<br>364番地先から     | 旧    | メートル<br>最大 34.0<br>最小 11.0 | メートル<br>500.0 |       |
|                               |      | 最大 17.0<br>最小 6.4          | 521.5         |       |
| 久慈郡水府村大字棚谷字出羽峯<br>1987-1番地先まで | 新    | 最大 34.0<br>最小 11.0         | 500.0         | 迂回路撤去 |

茨城県告示第420号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成元年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田烏山線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                                                                                | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長             | 摘 要                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------|-----------------|--------------------------------------|
| 那珂郡山方町大字山方<br>660番地先から<br>那珂郡山方町大字山方字山口<br>5574番地先まで<br>那珂郡山方町大字山方<br>字勢至堂413-2番地先から<br>那珂郡山方町大字山方字山口<br>5574番地先まで | 旧    | メートル<br>最大 21.0 | メートル<br>1,990.0 | 不用物件<br>(旧道移管のため)<br>山方町移管<br>1772m) |
|                                                                                                                    |      | 最小 3.5          |                 |                                      |
|                                                                                                                    |      | 最大 62.0         | 1,460.0         |                                      |
|                                                                                                                    |      | 最小 12.0         |                 |                                      |
| 那珂郡山方町大字山方<br>字勢至堂413-2番地先から<br>那珂郡山方町大字山方字山口<br>5574番地先まで                                                         | 新    | 最大 62.0         | 1,460.0         |                                      |
|                                                                                                                    |      | 最小 12.0         |                 |                                      |

茨城県告示第421号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成元年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号
- 3 道路の区域

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長             | 摘 要                         |
|---------------------------------|------|--------------------|-----------------|-----------------------------|
| 那珂郡山方町大字山方字枇杷川<br>5丁目1445-1番地から | 旧    | メートル<br>最大 23.0    | メートル<br>3,528.0 |                             |
|                                 |      | 最小 6.0             |                 |                             |
|                                 |      | 最大 50.0            | 3,000.0         |                             |
|                                 |      | 最小 14.0            |                 |                             |
| 那珂郡山方町大字山方字下河原<br>76-1番地まで      | 新    | 最大 50.0<br>最小 14.0 | 3,000.0         | 不用物件<br>(山方町へ移管)<br>2,456m) |

## 茨城県告示第422号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成元年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藤代板戸井岩井線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長             | 摘 要 |
|------------------------------------------------------------|------|--------------------|-----------------|-----|
| 北相馬郡藤代町大字藤代<br>字屋敷付605番3から<br>北相馬郡藤代町大字中内<br>字道下126番2地先まで  | 旧    | メートル<br>最大 9.0     | メートル<br>2,584.0 |     |
|                                                            |      | 最小 6.0             |                 |     |
| 北相馬郡藤代町大字藤代<br>字蔵前629番1地先から<br>北相馬郡藤代町大字中内<br>字道下126番2地先まで | 新    | 最大 9.0<br>最小 6.0   | 2,584.0         |     |
|                                                            |      | 最大 50.0<br>最小 15.0 | 2,417.0         |     |

## 茨城県告示第423号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成元年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道成田小貝川鹿島港線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡神栖町大字筒井字大沼後1708-2番地から  
鹿島郡神栖町大字筒井字北境割1653-2番地まで
- 3 供用開始の期日 平成元年3月30日

茨城県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成元年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道深芝浜波崎線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡波崎町大字須田字豊住2085—41番地先から  
鹿島郡波崎町大字須田字東須田240—6番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成元年4月1日

公 告

●法第86条の規程による一団地の認定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 認定番号          | 認定年月日     | 申請者氏名                      | 区 域                  |
|---------------|-----------|----------------------------|----------------------|
| 建指指令<br>第551号 | 平成元年3月15日 | 住宅・都市整備公団関東支社<br>支社長 柴 山 恰 | 北相馬郡守谷町<br>松前台4丁目2番1 |

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
勝田市馬渡字向野2915番1，同番4，2917番130，勝田市馬渡字西向野2961番3，2962番1から同番4まで
- 2 事業主の住所及び氏名  
日立市幸町3丁目4番6号  
日立木材地所株式会社  
代表取締役 門 瀬 益 雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 第5工区 猿島郡五霞村大字川妻字松山1153番5

2 事業主の住所及び氏名  
 埼玉県桶川市若宮2丁目6番37号  
 雪印工業株式会社  
 代表取締役 櫛 島 孝 司

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成元年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号           | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                             |                            | 道 路 の 位 置               | 道路幅員及び延長     |               |
|----------------|--------------|-----------------------------------|----------------------------|-------------------------|--------------|---------------|
|                |              | 氏 名                               | 住 所                        |                         | 幅 員          | 延 長           |
| 潮土木指令<br>第118号 | 元. 3. 22     | 有限会社<br>ヨンケン<br>代表取締役<br>小沼 吉洋    | 鹿島郡大洋村大<br>字台濁沢<br>989番地の1 | 鹿島郡大野村大字中<br>字明地野2701番2 | メートル<br>4.20 | メートル<br>86.70 |
| “<br>第119号     | “            | 春日井産業<br>茨城株式会社<br>代表取締役<br>宇津木公雄 | 鹿島郡大洋村大<br>字台濁沢<br>1065番地  | 鹿島郡鉾田町大字大竹<br>字鎌付2320番1 | 4.20         | 35.00         |
| 水土木指令<br>第301号 | 元. 3. 18     | 小沢 誠                              | 那珂郡那珂町<br>菅谷2570番地1        | 那珂郡那珂町菅谷<br>字原前2570番13  | 4.40         | 34.40         |

正 誤

●平成元年3月9日付け茨城県報第18号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行    | 誤      | 正      |
|-----|------|--------|--------|
| 12  | 下から6 | 2052のイ | 2052のト |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
 休日の場合は繰下発行）（金 2,000円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)